

大和市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月17日

大和市長 古谷田 力

#### 大和市規則第1号

##### 大和市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

大和市児童福祉法施行細則（昭和56年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第21条の見出しを「（委任）」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第5条第2号の規定は、令和5年4月1日から適用する。